## 障害乳幼児の療育に

/〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション 編集発行責任者/池添 素 電話&FAX(075)465-4310

持ち込ませない会 HP http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html

発行:2020年11月13日

しょう。

## 目次

1P ··· 金閣寺

2P-3P … 私たちの療育への確信を胸に

ゼロ歳からの系統的な支援システムを

おやのこえ 5P

指標該当児」なるランクを作ろうとしています。

6P-7P 報酬改定で検討されていること

8P … 厚労省への要望書



思ったら、それぞれの自治体に問い合わせて、「どう

いと言われたら、厚生労働省へも問い合わせてみま なっていますか?」と聞いてください。よくわからな みんなで話し合ってください。そして、おかしいなと き、そして事業所で、職員同士で、お母さん同士で、 を確認することが急務です。記事を読んでいただ 金閣寺

う。 ŧ う一つ絶対に持ち込ませたくない仕組みです。

る実感のない私たちの事業所であっても、その影響 た率のことです。平均ですから、大儲けをしている で基本報酬が下げられようとしています。そして、 事業所がたくさんあるということです。儲かってい 支差率が24%という数字です。収支差率とは儲 をはじいて出してきた、10 番の怒りのポイントは、今回財務省がそろば

人以下の事業所の平均

収

ひとがんばりが必要になりました。この会を始め の子どもたちも大きくなりました。私たちの会 もう一回り力をつけてはね返していきま 事務局長 池添 また しょ

もに増して、児童発達支援分野に国からのメスが入 ろうとしています。いまいちど、子どもの発達を促 す療育の在り方について原点に戻り、「キホンノキ」 今号はとてもとても大切な内容が満載です。 い

## 私たちの療育への確信を胸に

## 代表 白石正久

○療育はどうあるべきかの せめぎあい

されました。看過できないことの一 | 下の平等において、障害のある子ど 発達支援等の報酬改定の原案が示 | うとするものです。 そもそも法の

他稿で検討されています。 です。その問題点は、本ニュースの|る選択肢を、児童福祉法に規定す|保障研究センター「発達保障のた| 史をつくろうとする提案でした。 入れることが検討されていること | 通いながら特別なケアを受けられ | ました。 たとえば、 NPO法人・発達 率が高いことが問題視され、「指標 | 園に通う子どもと同等に、子ども

の障害が重かろうと軽かろうと、 く大原則です。障害の重い子ども すべての子どもの発達への権利が平 | 変化し、発達は確かな歩みを進め 障害があろうとなかろうと、そ

つは、10名定員の事業所の収支差 | もも、保育所、幼稚園、認定こども 来年度予算審議に向けて、児童 | ために「子どもの区分」を持ち込も | し、ここで負けてはなりません。 べきです。

| 育を受けられれば、障害の状態は

うとしています。そのせめぎあいの 育の理念、制度基盤を乱暴に壊そ

## ○コロナ禍のもとにあっても 有意義な研究討議

子どもの権利条約を引くまでもな | 半にはじまる療育保障の運動と実 | 真の発達要求へのまなざしを中心 | 020年)に「広島市における療育づ 等に保障されるべきことは、国連・|ることができます。1960年代後|士がつねに話しあい、子どもと親の |践の拡がり、自治体独自の療育シ|に置きながら療育を発展させてき|くりの出発点―運動と実践の歴史 |川からの報告は、保育士・指導員、 |相談支援員、発達相談員、各療法 めの相談活動を拡げる学習会」(2 今年は、コロナ禍のもとでも、い

その逆であって、報酬総額を減ずる|くなっている実態もあります。しか|主人公になり、子育ての仲間を自 ば納得できることですが、提案は | ものが、私たちにおいても見えにく | 津からの報告では、親が子育ての ズに応じて加算しようと言うなら|なかで、私たちが創りあげてきた|020年10月18日)での滋賀県・大 もって明らかにしてきました。しか | 育を創るという寝屋川の療育の50 権による民間への丸投げ政策は、療しとを、参加者は認識できました。 し、自治体民主化への攻撃、自公政 | 年の歴史が大切に守られているこ |滋賀支部「1歳半の節」セミナー(2 らつくっていけるように、健診後の 全国障害者問題研究会(全障研)

該当児判定要件」なるものを取り | らしく生活の拠点を定めて、毎日 | くつかの意欲的な研究討議があり | 「大津方式」の歴史を引き継ぎつ 障害が早期に発見され適切な療 | 020年8月23日)での大阪・寝屋 | に、日頃は参加困難な北海道や鹿 |児島の離島などから、多くの方々 |つ、住民とともに療育を進める歴 |育・保育の実施責任を基本とする |が参加されているそうです。 てきた経過が語られました。独自 の健診システムと自治体による療 こういったオンラインの取り組み 「親子教室」のあり方などを検討し

の療育や大津方式に学んだことが いきました。その草創期に、寝屋川 を共有することで運動が展開して と運動への確信となり、そして確信 当会の前代表・茂木俊彦さん(故 す。 当時広島大学に赴任していた | ましょう。 これまでも多くの困難が 育づくりに参加し、そして50年を|まっている現実を克服していくため 多くの人が人生をかけて広島の療 拡げてきた運動からの証言です。 民合意のもとで療育の場を大きく く親、療育の到達を根拠にして市 当たりにして立ち上がった保育士 ない子どもと親の生活現実を目の が掲載されました。通うところの 力になったことも語られています。 なってつくられた学びの場が実践 人・元東京都立大学総長)が講師に 超える長い時間が必要だったので 発達保障を学び確信にしてい | たいと思います。そして民間に丸投 |に、今、何が求められるのかを考え |かり見つめ、学び直し、心を強くし を創造する人の輪を拡げていかな 運動を重ね、事実の力によって療育 生活の事実に出発する実践・研究・ れからも、子どもの発達と家族の 実践と運動をつづけてきました。こ 輪によって、倦まず弛まず私たちは ありなりながら、長い時間と人の 係をおとなの都合で切り刻んでし して、子どもの時間、空間、 げされた児童発達支援が、結果と てきた療育とは何であったかをしっ 幼児の発達保障の歴史を切り開い かし嘆くばかりではなく、障害乳 っと自治体や施設の外に出て学び ければなりません。そのために、 人間関

## 厚生労働省に「わたしの願い」を届けましょう

厚生労働省社会・援護局 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室



年のように困難はやってきます。し

今回の報酬改定案のように、

毎

)施設や自治体の外に出て

あい、

議論するとりくみが必要だ

۲

私は思います。

共同の研究討議を

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 電話 03-5253-1111(代) ファクス 03-3591-8914



# ゼロ歳からの系統的な支援システムを

副代表 近藤直子

## ○保健センターとの連携で 親子に笑顔を届けよう

いった事業は、市町村の保健センタ | 育所も含め保育施設に入所する子 | ではなく、子どもの必要に応じて 子育てに不安がある保護者に対し | ん。子育てにしんどさを抱える親 ぐに支援を開始することができる | て、育児休業期間中に支援を開始 を有する子どもが誕生したら、す | にくい」と言われる子どもも含め 師は、地域のすべての妊婦を把握|つつあります。生後すぐに判明す|づかずに利用できる制度の確立を に規定されています。だから保健 て相談に乗るとともに、親子で楽し | を孤立させないために、同じよう | て楽しいものとなるよう、三歳まで のです。乳幼児健診等で把握した、| することを考えなくてはなりませ し、多胎児や未熟児や先天性疾患|る障害はもとより、いわゆる「育て|国に求めていきましょう。

に、母子手帳交付や乳幼児健診と | けに小規模保育所や企業主導型保 | けてください。 障害の診断によって | 実を! −事業として「地域保健法」十八条┃どもが増えています。三歳児から┃療育を利用できるよう、育児休業 前回のニュースでも書いたよう | 在は働く女性が増え、育児休業明 |の療育では遅いという地域が増え|中の療育保障とともに、契約に基 きかにも目を向けてください。 現 | 契約を待つのではなく、保健センタ | 保健師、保育関係者と共に学び合 は、今後の親子支援がどうあるべ | る自治体はまだわずかです。利用

める「教室」も運営し進路支援も行 | なしんどさを抱えている仲間や先 | の療育を充実させるとともに、保

ーとの連携を強め親子に笑顔を届 れる遊びを、保育士と医療技術職 寧な取り組みや、親子が笑顔にな きていますか? 「育てにくい」ゼロ ているということです。子ども理解

乳幼児期の療育を担うみなさん | 健診後に「親子教室」を運営してい | 合に、親も安心して働きつつ利用し の共同で提供していますか? 乳児 | 心して生活できる三歳以上児の場 歳児が気持ちよさを感じられる丁|の幅を広げる手掛かりの提供も療 |育の役割です。

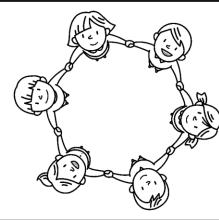
|うる制度設計が必要になります。 |い考え合って地域支援システムの充 児童発達支援センターの方が安

## ○地域支援システムの充実を

っているのが保健師ですが、そうし | 輩とつなぐのも、保健師だけでなく | 育施設とのネットワークづくりを | 療育の役割です。ゼロ歳の障害児 | 進めましょう。保育士が困っている が児童発達支援センターに入園で | ということは、子どもはもっと困っ 保育施設での保育が子どもにとつ

域があるのも現実です。

た支援業務に不十分さを抱える地



## ~ おやのこえ ~



私の娘は妊娠 28 週 1,100gの極低体重で生まれました。出産直後から極度の緊張状態で、不安と焦りに襲われる育児のスタートでしたが、私のまちは障害の有無に関係なく、育ちに不安がある子、育てにくさを感じる親への早期からの支援システムが整っており、保健師さんに寄り添われ、0 歳から親子教室・親子療育に通うことになりました。表情も乏しく人の中では体をこわばらせ、不安いっぱいだった娘が、子どもらしい生活と、もっとやりたいと思える楽しいあそび、そして一緒だから面白いと思えるお友だちとのたくさんの経験を積み重ね、自ら仲間を求め、自分の願いで新たな挑戦を繰り返し、頑張れた自分をほめられる子に育つことができました。私自身も、発達の道筋を学び、周りと比べるのではなく、娘が自分で自分をつくりかえていく力を信じ待つことができるようになるとともに、苦しさを叶露し合え、子どもの育ちを共に喜び合える仲間を得ることができました。

就学を迎え、娘の次の発達支援の場を放課後等デイサービスに求めました。学校では、苦手さはありながらも、頑張りたい気持ちで必死に取り組む娘です。家庭でも学校でもない新たな居場所を得て、学校から緊張感から解き放たれ、ほかでは体験できないような本物の活動にワクワクしながら、また仲間の力も借りながら、新たな自分との出会いを重ねています。

私たち親子は早期から学齢期に続く支援体制によって救われ、たしかで豊かな育ちと仲間を得ることができました。しかし、今、けっして"自分たちは幸せだった"で終わらせてはならないという思いが強くあります。子どもたちの育ちを支える環境に不安を感じずにはいられない状況に次々と直面しているからです。

特に、2018年から放課後等デイサービスに導入された指標該当児判定には、たいへんな戸惑いと憤りを感じています。絶えず変わりゆく子を判定し、指標に該当する子の数で事業所が区分され報酬が決まり、場合によっては存続が危ぶまれるという仕組みそのもののおかしさもさることながら、日々成長・発達するする子どもたちが指標で判定されること、子どもたちがこれまで積み上げてきたものがあるにもかかわらず、また、紙の上だけでは計り知れない悩みを抱えながら、毎日一生懸命生きてきた軌跡があるにもかかわらず、その尊さや子どもたちの尊厳がどれだけ軽んじられ、傷つくのだろうと思うと怒りすら感じます。これまで出会った先生方は、「我が子の良い事実」をたしかに掴み返してくださりました。 "問題行動"として表出する言動にも、子どもの発達要求が潜んでいることを見抜き、子どもの本当の願いが実現していく取り組みを丁寧にされました。これこそが発達支援だと思っています。判定に羅列されている"出来なさ"は、子どもを見る目をいっそう曇らせ、"あらさがし"に終始する結果にはならないでしょうか。本来のあるべき支援とは真逆の方向に進むことにならないでしょうか。

県内には運営の問題上、実際より判定し提出した施設や、運営が立ちゆかず閉めざるをえない施設、また存続しながらも、活動縮小やスタッフの給与や人員削減とたくさんの支障が生じているケースもあると聞きます。ただでさえ、待機児が溢れ、放課後保障が得られない、発達保障が得られないという状況を隣市で目の当たりにしています。また学校には行けないけれど、放デイにならいけるという子どもも現にいます。放デイの存在意義や必要性は言うまでもありません。この判定は、利潤追求型の支援の質が低い事業所を排除するという目的での導入と聞きますが、真摯に取り組んでいる事業所ほど困窮するという問題をはらみ、実際には目的とも、もちろん私たちの願う方向ともまったくかけ離れたものになっています。

そして、今、最大の怒りと危機感を募らせていることがあります。一日も早い廃止を望むこの放ディの指標該当児判定が、あろうことか児童発達支援利用児童に導入されようとしているのです。そもそも乳幼児期は、どの子も一様に丁寧な支援を必要としていると思います。判定そのものがそぐわないばかりか、"行動"の特徴に偏った項目で支援の必要性など測れるなんて到底思えませんし、絶対にしてほしくありません。出来ることが増えると区分が下がるおかしな仕組みが子どもの発達を豊かにする支援の場に絶対あってはならないと強く思います。

児童発達支援の場も放課後等デイサービスも、私たち親と子どもにとって、とりでです。 私たちのことを私たちに抜きに決めないで!!

今、子どもの代わりに私は声を大にして言うべきだと思います。子どもの最善の利益の保障のために、大人の役割が本当に問われているのだと思います。 **鹿児島障害児者父母の会 会長 崎原知子** 

- ③ 子どもは発達途上にあります。「支援の必要度」が低くなることは成長の証ですが、その結果が事業所の加算を減じることにつながるしくみは、事業にゆがみをもたらします。
- ④ 判定を担うのは自治体職員です。放課後デイからの批判が相次いだからでしょうか、「バラツキの防止」が書き込まれています。実際、保護者の聞きとり、保護者の用紙上のチェック、事業所での子どもの観察など、自治体によって調査方法にバラツキは著しいものでした。今後も障害に関する基礎的知識をもつ職員は想定できません。

こうした問題点は、「指標該当児判定」自体から生じているのであり、「判定のバラツキを防ぐため」の 「留意事項」をもってしても解決しえないでしょう。

児童発達支援の現場に「指標該当児判定」を導入させてはなりません。

## こうした案の背景

厚労省はどうしてこのような案を考えたのでしょうか。

同じく報酬改定検討チームの「資料1=児童発達支援に係る報酬・基準について」を見てください。 財務省の予算執行調査において、児童発達支援の収支差率が焦点になりました。

センター以外の「その他の事業所」の平均収支差率が著しく高いこと

児童発達支援センター0.1% その他の事業所 19.2%

定員規模で 10人以下の事業所の平均収支差率が著しく高いこと

10 人以下 24.0% 11~20 以下 5.7% 21 人以上 ▼26.0%

こうした「現状」をふまえて、基本報酬の見直しを行うという方向性を打ち出しています。

19.2%、24.0% という数字をどう考えたらいいのでしょうか。とても現実離れしていると感じる方が多いと思いますが、平均収支差率ですから、実際は「大もうけ」をしている事業所がたくさんあるということです。しかし、検討チームも、厚労省も、収益を上げている事業所の詳細については全く踏み込んでいません。また、児童発達支援の分野は公立(公設民営をふくめ)守ってきたので、そうした自治体の努力がこの収支差率にどう反映しているのかも、全く不明です。

ここで少し考えただけでも現実を反映しているとは言いがたい数字にもとづいて、「基本報酬の見直し」 議論が進んでいるのです。

## では具体的な見直し案は

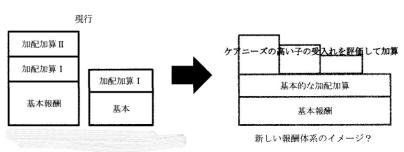
予算執行調査は①事業所類型別の報酬設定と②利用定員別の報酬設定を方向性として提案しています(資料 ] の 8 ページ)。

厚生労働省案として現時点で描かれているのが、前述の放課後デイとの共通事項、「障害児通所支援 (共通事項)に係る報酬・基準」(資料3)なのです。

先の指標該当判定を行うことを前提に、

「加配加算 I 」「加配加算 I 」という制度をなくし、基本報酬を下げ、基本的な加配加算の上に、ケアニーズの高いこの受け入れを評価した加算をつける

という体系が想定されています。



子どもの状態の判定と報酬を結びつけない体系を検討すべきと考えます。

## 報酬改定でたいへんなことが、、、

10月5日の第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム「資料3」によれば、障害児通所支援の報酬において「児童の特性に応じた加算の創設」を論点とするとあります。具体的には「ケアニーズの高い障害児」への支援を充実することをねらいとして、そうした支援を行った場合には報酬上の評価を行う制度を検討するとしています。

資料中の「検討の方向性」には、次のように書かれています。

- 〇現在、放課後等デイサービスに導入されている、指標該当児の判定スコアを用いて一定点数以上に該当する障害児(要支援児童(仮))を受け入れた場合に、児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて評価してはどうか。
- 〇指標該当児の判定スコアを用いる際に、判定のバラツキを防ぐため、留意事項等を設けてはどうか。

「指標該当児判定のスコア」とは、2018(平成 30)年度報酬改定において、放課後等デイサービス事業所に報酬区分を設定するために導入されたもので、下記のような項目と点数が配分されています。

指標該当児は、下記①と②のいずれかに該当する障害児をいう。

①「食事」「排せつ」「入浴」「移動」のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児 ②区分別表におけるスコアが13点以上の障害児

項目	0点		1点		2点		
コミュニケーション	日常生活に支障がない		特定の者	会話以外の 方法	独自の方法	コミュニケーションでき ない	
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援	が必要	ほぼ毎日 (週5	日以上の) 支援が必要
異食行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援	が必要	ほぼ毎日 (週5	日以上の)支援が必要
多動・行動停止	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援	が必要	ほぼ毎日 (週5	日以上の)支援が必要
不安定な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援	が必要	ほぼ毎日 (週5	日以上の)支援が必要
自らを傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援	が必要	ほぼ毎日(週5	日以上の)支援が必要
他人を傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援	が必要	ほぼ毎日 (週5	日以上の)支援が必要
不適切な行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援	が必要	ほぼ毎日 (週5	日以上の)支援が必要
突発的な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援	が必要	ほぼ毎日 (週5	日以上の)支援が必要
過食・反すう等	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援	が必要	ほぼ毎日(週5	日以上の) 支援が必要
てんかん	年1回以上			月に1回以上		週1回以上	
そううつ状態	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援	が必要	ほぼ毎日 (週5	日以上の)支援が必要
反復的行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援	が必要	ほぼ毎日 (週5	日以上の)支援が必要
対人面の不安緊張、集団への不適応	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援	が必要	ほぼ毎日 (週5	日以上の)支援が必要
読み書き	支援が不要			部分的な支援が必要 全面的な支援が必要			が必要

みなさん、ひと目でみて、「えっ、これで子どもを評価するって、どういうこと?」と思われるでしょう。 3年前、放課後等デイでこれが導入されたさい(放課後デイでは、13点以上の子ども=指標該当児が利

用児の 50%を超えるかどうかで報酬に差ができた)、厚労省にどんな根拠のある項目なのかを問いましたが、たしかな回答がなかったという「いわく付き」の表です。これが児童発達支援を利用するさいにも適用されるというのです。少なくとも、以下のような問題があります。

- ① ここにみる「行動」の特徴に偏った項目では児童発達支援を必要とする子どもの「支援の必要度」は把握できません。児童発達支援の現場では、発達の状況に応じたニーズを把握するために発達検査も用いながら、また保護者との話し合いを重ねて、遊びをふくめた子どもの活動全体から「支援の必要度」を見定めていきます。
- ② 放課後デイの場合、調査にあたってこの項目での保護者聞き取りが行われました。聞きとられた保護者も回答に窮する内容であること、子どもの尊厳を傷つけるものでるとの指摘が相次ぎました。

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 障害福祉課 障害児·発達障害者支援室 御中

> 障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会 代表 白 石 正 久

## 児童発達支援利用児への指標該当児判定導入をやめてください

10月5日の第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム「資料3」によれば、障害児通所支援の報酬において「児童の特性に応じた加算の創設」を論点とするとあります。具体的には「ケアニーズの高い障害児」への支援を充実することをねらいとして、そうした支援を行った場合には報酬上の評価を行う制度を検討するとして、「ケアニーズ」の判定において、「指標該当児判定」を導入する方向性が打ち出されています。

「指標該当児判定」は 2018 年度報酬改定において放課後等デイサービスにおいて導入されたものですが、この 3 年間の経験もふりかえると、少なくとも、以下のような問題があると考えます。

- ① 「行動」の特徴に偏った項目では児童発達支援を必要とする子どもの「支援の必要度」は把握できません。 児童発達支援の現場では、発達の状況に応じたニーズを把握するために発達検査も用いながら、また保護 者との話し合いを重ねて、遊びをふくめた子どもの活動全体から「支援の必要度」を見定めていきます。
- ② 放課後デイの場合、調査にあたってこの項目での保護者聞き取りが行われました。聞きとられた保護者も 回答に窮する内容であること、子どもの尊厳を傷つけるものであるとの指摘が相次ぎました。
- ③ 子どもは発達途上にあります。「支援の必要度」が低くなることは成長の証ですが、その結果が事業所の加 算を減じることにつながるしくみは、事業にゆがみをもたらします。
- ④ 判定を担う自治体職員の課題も存在します。放課後等デイサービスでの実施にあたって、もともと「行動」 の評定は主観によるものである上に、保護者の聞きとり、保護者自身による用紙上のチェック、事業所で の子どもの観察など、自治体ごとに調査方法のバラツキは著しいものでした。これらが改善される見込み はありません。また障害に関する基礎的知識をもつ職員は想定できません。

さまざまな問題点は、「指標該当児判定」自体から生じているのです。したがって、「判定のバラツキを防ぐため」の「留意事項」をもってしても解決しえないでしょう。

次期報酬改定において、児童発達支援の現場に「指標該当児判定」のしくみを導入しないでください。

【わたしの願い】